

新潟大学関係諸規程等一覧

- 1 新潟大学学生表彰に関する規程
- 2 新潟大学懲戒に関する規程
- 3 国立大学法人新潟大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程
- 4 新潟大学大学院博士課程奨学金規則
- 5 新潟大学学業成績優秀者奨学金規則
- 6 新潟大学修学応援特別奨励金規則
- 7 新潟大学修学支援貸与金規程
- 8 新潟大学学寮規程
- 9 新潟大学学生の学外における正課授業を履修するための交通手段に関する要項
- 10 新潟大学学生ボランティア活動の支援に関する要項
- 11 新潟大学学生会館規程
- 12 新潟大学学生会館使用細則
- 13 新潟大学福利厚生施設管理規程
- 14 新潟大学旭町地区福利厚生施設使用細則
- 15 新潟大学学生食堂使用細則
- 16 新潟大学体育館施設及び課外活動施設管理規程
- 17 新潟大学体育館施設使用細則
- 18 新潟大学課外活動施設使用細則
- 19 新潟大学体育施設課外活動施設使用心得
 - ・新潟大学五十嵐地区体育館及び武道場使用心得
 - ・新潟大学弓道場使用心得
 - ・新潟大学水泳プール使用心得
 - ・新潟大学陸上競技場お飛び第1器具庫使用心得
 - ・新潟大学球技場使用心得
 - ・新潟大学体育管理施設更衣室使用心得
 - ・新潟大学第4器具庫及び第5器具庫・更衣室使用心得
 - ・新潟大学第1部室及び第2部室使用心得
 - ・新潟大学合宿所使用心得
 - ・新潟大学音楽練習室使用心得
 - ・新潟大学アーチェリー場使用心得
 - ・新潟大学自動車部車庫使用心得
 - ・新潟大学馬術部厩舎（馬場を含む。）使用心得
 - ・新潟大学旭町体育館使用心得
 - ・新潟大学旭町グラウンド使用心得
 - ・新潟大学旭町サークル共用施設使用心得
 - ・新潟大学ボート艇庫等使用心得

諸規則についてはこちらを参照してください（大学ホームページ）
https://education.joureikun.jp/niigata_univ/

ただしNo.19については次ページ以降に掲載しています。

○新潟大学五十嵐地区体育館及び武道場使用心得

第1体育館，第2体育館，第3体育館及び武道場の使用については，新潟大学体育施設使用細則で定めるもののほか，この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は，使用当日（使用当日が，土曜日，日曜日及び休日の場合は，その直前の平日）の午後5時までに大学会館事務室から鍵の貸出しを受け，使用後は，必ず玄関を施錠の上，速やかに大学会館事務室に返却すること。ただし，平日の午後8時以降，土曜日の午後5時以降，日曜日及び休日に返却する場合は，大学会館玄関ボックスに返納すること。
- 2 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 3 使用を許可された者以外の者は使用できないこと。
- 4 授業時間中は，授業関係者以外の者は入館できないこと。
- 5 体育館及び武道場での火気の使用及び喫煙はしないこと。
- 6 貴重品や私物は，更衣室等に放置しないで各自責任をもって保管し，盗難防止に努めること。
- 7 更衣室及び更衣ロッカーを占有しないこと。
- 8 体育館及び武道場内を汚損するような行為をしないこと。
- 9 体育館及び武道場内に土足で入らないこと。
- 10 備品等を使用した後は，数を確認し，所定の場所に格納すること。
- 11 使用後は，体育館及び武道場内の火気の点検，整理整頓，清掃，消灯及び施錠を確実に行うこと。
- 12 その他係員の指示に従うこと。

○新潟大学弓道場使用心得

弓道場の使用については，新潟大学体育施設使用細則で定めるもののほか，この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は，使用当日（使用当日が，土曜日，日曜日及び休日の場合は，その直前の平日）の午後5時までに学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け，使用後は，必ず玄関を施錠の上，速やかに学務部学生支援課に返却すること。ただし，平日の午後5時以降，土曜日，日曜日及び休日に返却する場合は，大学会館玄関ボックスに返納すること。
- 2 使用調整会議の議を経て長期にわたり使用許可を受けた学友会体育系サークルは，使用許可を受ける際，学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け，責任を持って保管し，使用許可期間が終了する際に，返却すること。
- 3 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 4 使用を許可された者以外の者は使用できないこと。
- 5 授業時間中は，授業関係者以外の者は入場できないこと。
- 6 弓道場での火気の使用及び喫煙はしないこと。
- 7 貴重品や私物は，弓道場に放置しないで各自責任をもって保管し，盗難防止に努めるこ

と。

- 8 行射及び巻わらの練習等を行う際は、特に安全確認に努めること。
- 9 巻わらの練習は、所定の場所以外では絶対に行わないこと。
- 10 弓道場内を汚損するような行為をしないこと。
- 11 弓道場内に土足で入らないこと。
- 12 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。
- 13 使用後は、弓道場内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実に行うこと。
- 14 その他係員の指示に従うこと。

○新潟大学水泳プール使用心得

水泳プールの使用については、新潟大学体育施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

(共通の遵守事項)

- 1 使用責任者は、使用当日（使用当日が、土曜日、日曜日及び休日の場合は、その直前の平日）の午後5時までに学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け、使用後は、必ず玄関を施錠の上、速やかに学務部学生支援課に返却すること。ただし、平日の午後5時以降、土曜日、日曜日及び休日に返却する場合は、大学会館玄関ボックスに返納すること。
- 2 使用調整会議の議を経て長期にわたり使用許可を受けた学友会体育系サークルは、使用許可を受ける際、学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け、責任を持って保管し、使用許可期間が終了する際に、返却すること。
- 3 使用責任者は、「プール管理日誌」をつけるとともに、使用前に遊離塩素濃度を測定し、基準が満たされているか確認すること。
- 4 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 5 使用を許可された者以外の者は使用できないこと。
- 6 授業時間中は、授業関係者以外の者は入場できないこと。
- 7 プール施設での火気の使用及び喫煙はしないこと。
- 8 貴重品や私物は、更衣室等に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 9 プール施設内での飲食を禁止する。
- 10 土足での入場を禁止する。
- 11 プール施設内を汚損するような行為をしないこと。
- 12 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。
- 13 使用後は、プール施設内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実に行うこと。
- 14 その他係員の指示に従うこと。

(プール内での遵守事項)

- 1 飲酒した者の入場を禁止する。
- 2 伝染性疾患等健康及び衛生上水泳に適さない者の入場を禁止する。
- 3 水泳着，水泳帽を必ず着用すること。
- 4 サンオイル及び日焼け止めクリーム等を使用しないこと。
- 5 プール内に入る前には必ず足洗い場，シャワー及び洗体槽を利用し，身体を清潔にしてから使用すること。
- 6 プールの水深が，1m10cm から 1m40cm であることを十分承知し，使用すること。
- 7 腕時計，指輪，ブレスレット及び眼鏡等を装着して泳がないこと。
- 8 他人に迷惑及び危険を及ぼす行為をしないこと。
- 9 使用者は，相互に安全監視を行い，事故防止に努めること。万一負傷等の事故が発生したときは，速やかに必要な措置を講じるとともに学生支援課に連絡すること。

○新潟大学陸上競技場及び第1器具庫使用心得

陸上競技場及び第1器具庫の使用については，新潟大学体育施設使用細則で定めるもののほか，この心得を遵守すること。

(陸上競技場使用遵守事項)

- 1 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 2 授業時間中は，授業関係者以外の者は入場できないこと。
- 3 陸上競技場内に自動車，オートバイ，自転車等を乗り入れないこと。
- 4 軟弱な場所及び水たまりの生じた場所の使用を避けること。
- 5 スタート，投てき及び跳躍練習は所定の場所で行うこと。
- 6 投てき練習については，危険防止に最善の注意を払うこと。
- 7 スターティングブロックを使用し，陸上競技場内に穴を掘らないこと。
- 8 砂場を使用したあとは必ずならすこと。
- 9 貴重品や私物は，各自責任をもって保管し，盗難防止に努めること。
- 10 備品等を使用した後は，数を確認し，所定の場所に格納すること。
- 11 使用後は，散水，地ならし等の整備を行い，陸上競技場の保全に努めること。
- 12 使用後は，ごみ等の後始末を励行すること。
- 13 その他係員の指示に従うこと。

(第1器具庫使用遵守事項)

- 1 使用責任者は，使用当日（使用当日が，土曜日，日曜日及び休日の場合は，その直前の平日）の午後5時までに学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け，使用後は，必ず出入口を施錠の上，速やかに学務部学生支援課に返却すること。ただし，平日の午後5時以降，土曜日，日曜日及び休日に返却する場合は，大学会館玄関ボックスに返納すること。
- 2 使用時間は厳守すること。
- 3 器具庫での火気の使用及び喫煙はしないこと。
- 4 備品等を使用した後は，数を確認し，所定の場所に格納すること。

- 5 備品等は，無断で所定の場所以外に移動しないこと。
- 6 貴重品や私物は，器具庫内に放置しないで各自責任をもって保管し，盗難防止に努めること。
- 7 器具庫を汚損するような行為をしないこと。
- 8 使用後は，器具庫内の火気の点検，整理整頓，清掃，消灯及び施錠を確実に行うこと。
- 9 その他係員の指示に従うこと。

○新潟大学球技場使用心得

第1テニスコート，第2テニスコート，第1野球場，サッカー・ラグビー場，第2野球場・ラグビー場，旭町テニスコートの使用及びサッカー・ラグビー場，第2テニスコートの夜間照明設備の使用については，新潟大学体育施設使用細則で定めるもののほか，この心得を遵守すること。

(共通的遵守事項)

- 1 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 2 授業時間中は，授業関係者以外の者は入場できないこと。
- 3 球技場内に自動車，オートバイ，自転車等を乗り入れないこと。
- 4 軟弱な場所及び水たまりの生じた場所の使用を避けること。
- 5 球技場内では，原則としてそれぞれの種目のシューズを履くこと。
- 6 貴重品や私物は，各自責任をもって保管し，盗難防止に努めること。
- 7 備品等を使用した後は，数を確認し，所定の場所に格納すること。
- 8 備品等は，無断で所定の場所以外に移動しないこと。
- 9 使用後は，散水，地ならし等の整備を行い，球技場の保全に努めること。
- 10 使用後は，ごみ等の後始末を励行すること。
- 11 その他係員の指示に従うこと。

(サッカー・ラグビー場及び第2テニスコート夜間照明設備使用遵守事項)

- 1 使用責任者は，サッカー・ラグビー場又は第2テニスコート(以下「使用施設」という。)の夜間照明設備を使用する場合は，使用日(その日が日曜日及び休日の場合は，その前日)の午前9時から午後5時までに大学会館事務室において，点灯コインの貸出を受けること。
- 2 照明点灯時間は，2時間までとすること。
- 3 照明点灯時間は必要最小限に止め，節電に努めること。
- 4 使用施設の使用後は，照明を消灯すること。
- 5 夜間照明設備は，使用施設の使用時間を超えて使用しないこと。
- 6 使用しなかった点灯コインについては，貸出を受けた翌日(その日が日曜日及び休日の場合は，その翌日)に必ず大学会館事務室に返却すること。
- 7 点灯コインは，保管に注意し，紛失しないこと。
- 8 その他係員の指示に従うこと。

○新潟大学体育管理施設更衣室使用心得

体育管理施設更衣室の使用については、新潟大学体育施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用時間は厳守すること。
- 2 更衣室での火気の使用及び喫煙はしないこと。
- 3 更衣室及び更衣ロッカーを占有しないこと。
- 4 貴重品や私物は、更衣室に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 5 更衣室を汚損するような行為をしないこと。
- 6 使用後は、更衣室内の火気の点検、整理整頓、清掃、戸締り及び消灯を確実に行うこと。
- 7 その他係員の指示に従うこと。

○新潟大学第4器具庫及び第5器具庫・更衣室使用心得

第4器具庫及び第5器具庫・更衣室の使用については、新潟大学体育施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は、使用当日（使用当日が、土曜日、日曜日及び休日の場合は、その直前の平日）の午後5時までに学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け、使用後は、必ず出入口を施錠の上、速やかに学務部学生支援課に返却すること。ただし、平日の午後5時以降、土曜日、日曜日及び休日に返却する場合は、大学会館玄関ボックスに返納すること。
- 2 使用時間は厳守すること。
- 3 器具庫及び更衣室での火気の使用及び喫煙はしないこと。
- 4 貴重品や私物は、器具庫及び更衣室に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 5 配電盤には、触れないこと。
- 6 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。
- 7 備品等は、無断で所定の場所以外に移動しないこと。
- 8 更衣室及び更衣ロッカーを占有しないこと。
- 9 器具庫及び更衣室を汚損するような行為をしないこと。
- 10 使用後は、器具庫及び更衣室内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実に行うこと。
- 11 その他係員の指示に従うこと。

○新潟大学第1部室及び第2部室使用心得

第1部室及び第2部室の使用については、新潟大学課外活動施設使用細則に定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は、部室（4月1日から翌年の3月31日までの使用を認められる長期使用の施設）の使用許可を受ける際、学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け、責任をもって保管し、長期使用施設の許可期間が終了する際に、返却すること。
- 2 課外活動以外の目的に使用又は転貸してはならないこと。
- 3 使用時間は厳守すること。
- 4 設備されているものを除き、火気は使用しないこと。
- 5 部室での喫煙はしないこと。
- 6 設備されている暖房器具を使用する場合は、取扱いに十分注意し、使用後は、器具のスイッチ及び元栓等を確実に閉めること。
- 7 貴重品等は、部室に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 8 部室を無断で模様替えしないこと。
- 9 部室を汚損するような行為をしないこと。
- 10 部室及びその周囲は、常に整理整頓し、火災予防及び環境整備に心がけること。
- 11 使用後は、部室内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実に行うこと。
- 12 その他係員の指示に従うこと。

○新潟大学合宿所使用心得

合宿所の使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は、使用当日（使用当日が、土曜日、日曜日及び休日の場合は、その直前の平日）の午後5時までに大学会館事務室から鍵の貸出しを受け、使用後は、必ず玄関を施錠の上、速やかに大学会館事務室に返却すること。ただし、平日の午後8時以降、土曜日の午後5時以降、日曜日及び休日に返却する場合は、大学会館玄関ボックスに返納すること。
- 2 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 3 使用許可を受けた目的以外の使用又は転貸してはならないこと。
- 4 設備されているものを除き、火気は使用しないこと。
- 5 合宿所を使用する者は、特に次の事項に注意すること。
 - (1) 炊事室、温水シャワー及び暖房用クリーンヒーターを使用する場合は、不点火によるガス漏れ等取扱いに十分注意し、使用後は、器具のスイッチ及び元栓等を確実に閉めること。
 - (2) 合宿所での喫煙はしないこと。
 - (3) 貴重品等は、合宿所に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
 - (4) 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること
 - (5) 備品等は、無断で所定の場所以外に移動しないこと。
 - (6) 電気・ガス・水道の使用にあたっては、節約に努めること。

- (7) 合宿所内を汚損するような行為をしないこと。
- (8) 合宿所及びその周囲は、常に整理整頓し、火災予防及び環境整備に心がけること。
- (9) 使用後は、合宿所内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実に行うこと。

6 その他係員の指示に従うこと。

○新潟大学音楽練習室使用心得

音楽練習室の使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は、使用当日（使用当日が、土曜日、日曜日及び休日の場合は、その直前の平日）の午後5時までに大学会館事務室から鍵の貸出しを受け、使用後は、必ず玄関を施錠の上、速やかに大学会館事務室に返却すること。ただし、平日の午後8時以降、土曜日の午後5時以降、日曜日及び休日に返却する場合は、大学会館玄関ボックスに返納すること。
- 2 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 3 使用許可を受けた目的以外の使用又は転貸してはならないこと。
- 4 設備されているものを除き、火気は使用しないこと。
- 5 音楽練習室での喫煙はしないこと。
- 6 暖房用クリーンヒーターを使用する場合は、不点火によるガス漏れ等取扱いに十分注意し、使用後は、器具のスイッチ及び元栓等を確実に閉めること。
- 7 貴重品等は、音楽練習室に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 8 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。
- 9 音楽練習室内を汚損するような行為をしないこと。
- 10 音楽練習室及びその周囲は、常に整理整頓し、火災予防及び環境整備に心がけること。
- 11 使用後は、音楽練習室内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実に行うこと。
- 12 その他係員の指示に従うこと。

○新潟大学アーチェリー場使用心得

アーチェリー場の使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は、使用当日（使用当日が、土曜日、日曜日及び休日の場合は、その直前の平日）の午後5時までに学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け、使用後は、必ず出入口を施錠の上、速やかに学務部学生支援課に返却すること。ただし、平日の午後5時以降、土曜日、日曜日及び休日に返却する場合は、大学会館 玄関ボックスに返納する

こと。

- 2 使用調整会議の議を経て長期にわたり使用許可を受けた学友会体育系サークルは、使用許可を受ける際、学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け、責任を持って保管し、使用許可期間が終了する際に、返却すること。
- 3 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 4 アーチェリー場での火気の使用はしないこと。
- 5 使用を許可された者以外の者は使用できないこと。
- 6 貴重品は、各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 7 行射中は、特に安全確認に努めること。
- 8 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。
- 9 使用後は、整理整頓、消灯及び施錠を確実にを行うこと。
- 10 その他係員の指示に従うこと。

○新潟大学自動車部車庫使用心得

自動車部車庫の使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は、車庫（4月1日から翌年の3月31日までの使用を認められる長期使用の施設）の使用許可を受ける際、学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け、責任をもって保管し、長期使用施設の許可期間が終了する際に、返却すること。
- 2 使用時間は厳守すること。
- 3 使用許可を受けた目的以外の使用又は転貸してはならないこと。
- 4 車庫での火気の使用及び喫煙はしないこと。
- 5 貴重品等は、車庫に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 6 廃油等は、安全な容器に保存し、処分する際は学務部学生支援課の指示に従うこと。
- 7 使用しない自動車、タイヤ等は、適正な方法で処分し、車庫内及びその周辺に放置しないこと。
- 8 車庫内を汚損するような行為をしないこと。
- 9 車庫及びその周囲は、常に整理整頓し、火災予防及び環境整備に心がけること。
- 10 使用後は、車庫内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実にを行うこと。
- 11 その他係員の指示に従うこと。

○新潟大学馬術部厩舎（馬場を含む。）使用心得

馬術部厩舎（馬場を含む。）の使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

（共通的遵守事項）

- 1 使用時間は厳守すること。
- 2 使用許可を受けた目的以外の使用又は転貸してはならないこと。

- 3 貴重品等は、厩舎及び馬場に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 4 厩舎内、馬場を破損するような行為をしないこと。
- 5 厩舎内、馬場及びその周囲は、常に整理整頓し、火災予防、衛生管理及び環境整備に心がけること。
- 6 その他係員の指示に従うこと。

(厩舎使用遵守事項)

- 1 使用責任者は、厩舎（4月1日から翌年の3月31日までの使用を認められる長期使用の施設）の使用許可を受ける際、学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け、責任をもって保管し、長期使用施設の許可期間が終了する際に、返却すること。
- 2 設備されているものを除き、火気は使用しないこと。
- 3 厩舎での喫煙はしないこと。
- 4 ガスストーブを使用する場合は、不点火によるガス漏れ等取扱いに十分注意し、使用後は、器具のスイッチ及び元栓等を確実に閉めること。
- 5 敷わら等の処分は、所定の場所へ行うこと。
- 6 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。
- 7 使用後は、厩舎内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実に行うこと。

○新潟大学旭町体育館使用心得

旭町体育館の使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は、使用当日の午後5時までに学務部学生支援課又は医歯学系事務部から鍵の貸出しを受け、使用後は、必ず玄関を施錠の上、速やかに貸出しを受けた課又は事務部に返却すること。
- 2 使用当日が、平日の午後5時以降、土曜日、日曜日及び休日の場合は、医学部医学科受付窓口から鍵の貸出しを受け、当日の午後9時までに医学部医学科受付窓口に戻却すること。ただし、学務部学生支援課から鍵の貸出しを受ける場合は、土曜日、日曜日及び休日の直前の平日の午後5時までに貸出しを受け、返却は直後の平日の午前中までに学務部学生支援課に戻却すること。
- 3 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 4 使用を許可された者以外の者は使用できないこと。
- 5 体育館での火気の使用及び喫煙はしないこと。
- 6 貴重品や私物は、更衣室等に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 7 更衣室及び更衣ロッカーを占有しないこと。
- 8 体育館内を汚損するような行為をしないこと。
- 9 体育館内に土足で入らないこと。

- 10 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。
- 11 備品等は、無断で所定の場所以外に移動しないこと。
- 12 使用後は、体育館内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実にすること。
- 13 その他係員の指示に従うこと。

○新潟大学旭町グラウンド使用心得

旭町グラウンドの使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 2 グラウンド内に自動車、オートバイ、自転車等を乗り入れないこと。
- 3 軟弱な場所及び水たまりの生じた場所の使用を避けること。
- 4 使用後は、地ならし等の整備を行い、グラウンドの保全に努めること。
- 5 使用後は、ごみ等の後始末を励行すること。
- 6 その他係員の指示に従うこと。

○新潟大学旭町サークル共用施設使用心得

旭町サークル共用施設の使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は、使用当日の午後 5 時までに医歯学系事務部から建物玄関の鍵の貸出しを受け、使用後は、必ず建物玄関を施錠の上、速やかに医歯学系事務部に返却すること。
- 2 使用当日が、平日の午後 5 時以降、土曜日、日曜日及び休日の場合は、医学部医学科受付窓口から建物玄関の鍵の貸出しを受け、使用後は、必ず建物玄関を施錠の上、当日の午後 9 時までに医学部医学科受付窓口に戻却すること。
- 3 ミーティング室、アリーナ、トレーニング室及び武道場を使用する場合、使用責任者は、建物玄関の鍵の貸出しを受ける際に使用する施設出入口の鍵の貸出しを受け、使用後は必ず使用した施設出入口を施錠の上、建物玄関の鍵とともに返却すること。
- 4 ミーティング室及びトレーニング室に設備されている冷暖房装置の使用は、大学が指定する冷房期間又は暖房期間に限ることとし、使用する場合、使用責任者は、建物玄関の鍵の貸出しを受ける際に使用する施設の冷暖房装置（リモコン）の貸出しを受け、使用後は必ず使用した施設の冷暖房装置の停止を確認の上、建物玄関の鍵とともに返却すること。
- 5 課外活動以外の目的の使用又は転貸してはならないこと。
- 6 許可された使用期間、使用日及び使用時間は厳守すること。
- 7 設備されているものを除き、火気は使用しないこと。
- 8 温水シャワーを使用する場合は、不点火によるガス漏れ等取扱いに十分注意し、使用後は、器具のスイッチ及び元栓等を確実に閉めること。

- 9 サークル共用施設での喫煙はしないこと。
- 10 貴重品等は、サークル共用施設に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 11 更衣室及び更衣ロッカーを占有しないこと。
- 12 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。
- 13 備品等は、無断で所定の場所以外に移動しないこと。
- 14 施設・設備等を無断で改変しないこと。
- 15 電気・ガス・水道の使用にあたっては、節約に努めること。
- 16 騒音防止に努めること。
- 17 掲示等は、行わないこと。
- 18 サークル共用施設内を汚損するような行為をしないこと。
- 19 土足禁止区域内に土足で入らないこと。
- 20 使用後は、サークル共用施設内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実に行うこと。
- 21 その他係員の指示に従うこと。

○新潟大学ボート艇庫等使用心得

ボート艇庫及び艇の使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほかこの心得を遵守すること。

- 1 艇庫内の合宿室，厨房，食堂，浴室，洗濯室及び機械室（14日を限度として使用を認められる短期使用の施設）を合宿等で使用する場合は，使用責任者を定め，使用日の3日前までに所定の使用願を副学長のうち学長が指名した者（以下「副学長」という。）に提出し，許可を得ること。
- 2 使用責任者は，格納庫，ミーティングルーム，男子更衣室，用具室及びブイアンカー置場（4月1日から翌年の3月31日までの使用を認められる長期使用の施設）の使用許可を受ける際，学務部学生支援課から玄関，格納庫シャッター及びブイアンカー置場の鍵の貸出しを受け，責任をもって保管し，長期使用施設の許可期間が終了する際に，返却すること。
- 3 許可された合宿以外には，艇庫に宿泊しないこと。
- 4 艇の使用時間は，午前8時30分から日没までとする。ただし，やむを得ない理由により使用時間を変更する必要がある場合は，副学長に届け出て許可を得ること。
- 5 艇庫及び艇の使用時間は厳守すること。
- 6 使用許可を受けた目的以外の使用又は転貸してはならないこと。
- 7 設備されているものを除き，火気は使用しないこと。特別の事由により，設備されている以外に必要とする場合は，事前に学務部学生支援課に連絡すること。
- 8 厨房，浴室用ボイラーを使用する場合は，不点火によるガス漏れ等取扱いに十分注意し，使用後は器具のスイッチ及び元栓等を確実に閉めること。

- 9 艇庫での喫煙はしないこと。
- 10 貴重品等は，艇庫に放置しないで各自責任をもって保管し，盗難防止に努めること。
- 11 艇庫及びその周囲は，常に整理整頓し，火災予防及び環境設備に心がけること。
- 12 電気，ガス，水道の使用にあたっては，節約に努めること。
- 13 備品等を使用した後は，数を確認し，所定の場所に格納すること。
- 14 備品等は，無断で所定の場所以外に移動しないこと。
- 15 艇庫内を汚損するような行為をしないこと。
- 16 掲示等は，所定の場所以外に行わないこと。
- 17 使用後は，艇庫内の火気の点検，整理整頓，清掃，消灯及び施錠を確実に行うこと。
- 18 艇を使用する者は，使用する前後には必ず整備点検し，異常があった場合には使用せず，速やかに学務部学生支援課に連絡すること。
- 19 その他係員の指示に従うこと。